

と昨年の市民アンケート結果を配布させていただきました。この資料を基に、平成20年に作成しました「かみすハートフルプラン」をこのままの状態に継続すべきか、または改善すべきかを、市の諮問に基づき答申という形でご意見の集約をいただく計画になっております。

今回の会議までには、市からの諮問、及び答申案の資料を配布し、皆様のご意見を重ねていきたいと思っておりますので、お時間のあるときに資料に目を通しておいていただきたい。

委員：人材育成事業の研修会への参加で、半額補助になることはわかりましたが、先着1名で受付開始時間がわかりません。こんな大切な募集をするのに、なぜ先着順にするのですか。

事務局：今後は、皆様のご意見をいただきながら、改善をしていきたいと考えます。抽選をする等、皆様に疑義がないような方法で公募をしていきたいと思っております。

委員：女性総合相談事業は、誰が相談業務を行っているのですか。相談日数も件数も多いようですが。

事務局：相談業務の経験のある市内にお住まいの女性の方4名に依頼をして、実施いただいております。複数回ご利用の方が多傾向にあります。

委員：昨年も話をしましたが、男女共同企画推進事業の中で、女性相談はあるのに、男性の相談事業もあっていいと思いますが、いかがですか。

事務局：市のホームページにて一覧として掲載している相談業務が、15事業ほどあり、その他に県や国の相談業務等もあります。女性総合相談のように総合相談のご要望は伺っておりますが、相談に対応できる人材が難しく、市としても検討中です。既存の相談窓口をご案内することも行っておりますので、市民協働課へお問合せをいただきたいと思っております。

委員：相談員の資格、基準は何ですか。

事務局：女性総合相談員の資格については、特に定まったものはなく、経験を尊重して、女性の権利擁護について志をもった方で、相談の研修を受けた方の中からお願いをしています。

委員：実際に聞いた話では、相談員が地元の知っている方だと相談しにくいので、遠くの県まで行ったりすることを複数聞いている。

事務局：電話相談は全国規模でも行っています。神栖市の女性相談も他町村の方も受け入れており、近隣市町村での受け入れも市民協働課にて確認をいたしますので、お問合せください。

議長：（閉会あいさつ）

－ 午後4時15分 －